

機械工学科履修細則

I 一般的事項

- (1) 機械工学科の学生は、在学中にどのような目標をもって、どのような学修・研究を行うかを、入学時から常に主体的に考え計画し、履修すること。
- (2) 科目履修に関する基本的事項は、学則、理工学部規程、機械工学科履修細則、学科共通履修細則、学芸員・社会教育主事の資格取得に関する規程等に明示している。これらを熟読の上、以下に述べる諸項目や時間割作成の手引き・シラバス等を参考にして、履修科目を決定すること。
- (3) 同一時限に同時に開講されている科目は、重複して履修することができない。
- (4) 授業科目のうち、A、B、C 等クラスの区別のあるものは、そのいずれか一つを選択し履修すること。ただし、履修する科目によっては、予め受講するクラスを指定する（以下、「受講指定」という。）場合がある。この場合は、原則として、受講指定されたクラスで受講しなければならない。
- (5) 科目によっては、隔年開講となる。
- (6) (A) 各学期の履修上限単位数は、追手門学院大学履修登録に関する取扱基準に定める。
(B) 資格取得に関する科目等のうち、卒業要件とならない科目の単位数については、この制限を受けない。その他、成績評価が「認定」として単位付与される科目についても、この制限を受けない。
- (7) 履修登録を所定の方法に従って、指定の期日までに行うこと。この手続きをしない場合には、単位を修得することができない。

II 共通教育科目

共通教育科目は、理工学部規程第10条第1項に定めるとおり20単位以上を修得するものとする。なお、共通教育科目は、1年次、2年次において確実に修得することが望まれる。

【ファウンデーション科目群】

1.初年次科目

- (1) 次の科目は、1年次に履修することが望ましい。

「日本語表現」

2.外国言語科目

- (1) 「総合英語 1」「総合英語 2」「Online English Seminar 1」「Online English Seminar 2」を必修とする。

【リベラルアーツ・サイエンス科目群】

8単位以上を修得しなければならない。

III 学科科目

1 学科科目は、理工学部規程第10条第1項に定めるとおり87単位以上（うち必修科目61単位、基盤共通科目の選択科目から4単位以上、専門基幹科目の選択科目のうち「機械力学Ⅱ」「熱力学Ⅱ」「流体力学Ⅱ」「材料力学Ⅱ」から4単位以上、計12単位以上、専門発展科目の選択科目から4単位以上、専門展開科目の選択科目から6単位以上）を修得するものとする。